

地域との連携における大学の役割と今後の展開 —サービス・ドミナント・ロジックの適用による検討—

The Role of Universities in Regional Collaboration and Future Development: An Analysis Applied through Service-Dominant Logic

保土田玲子¹

Reiko Hodota¹

¹ 昭和女子大学現代ビジネス研究所 /Institute of Current Business Studies, SHOWA WOMEN' S UNIVERSITY

Abstract

The term “university-community collaboration” is comprehensive and is used in diverse contexts. Furthermore, it is multi-layered and promoted by organizations such as universities and local governments in systems such as laws based on national strategies and policies and in compliance with them. Under the policies of these organizations, collaboration is carried out through projects or other frameworks involving individuals such as university faculty, staff, students and municipal employees. Alternatively, there are also bottom-up cases stemming from university faculty, staff, and students, and the forms of collaboration they employ are diverse. Therefore, this paper presents a comprehensive overview and suggests future directions for university–community collaboration by outlining the role expected of universities under the legal framework and reviewing and analyzing the typologies of collaboration discussed in prior research. Universities are actors in community-centered ecosystems and in the analysis, the ecosystem concept is applied to service-dominant logic.

キーワード: サービス・ドミナント・ロジック, サービス・エコシステム, 大学地域連携, 共創, 地方創生, オペラント資源, オペラント資源

Keywords: Service-Dominant Logic, Service Ecosystem, University–Community Collaboration, Co-creation, Sustainable Regional Development, Operant Resources, Operant Resources

1. はじめに

「大学と地域との連携」が示す範囲は包括的であり、多様な文脈で使用される。さらに、多層的な構造を有しており、国家戦略や方針に基づいた法律等の制度のもと、大枠においては、それらに準拠する形で大学・自治体等の組織により推進される。そして、それらの組織の方針のもと、大学教職員・学生、自治体職員等の個人がプロジェクト等の基盤や仕組みを通じて、連携を行うこととなる。一方で、大学教職員・学生による自発的なボトムアップ型のケースも存在し、そのプロセスや形態も多岐にわたる。

本稿では、次章において詳述するサービス・ドミナント・ロジックにおける概念を「大学と地域との連携」に適用し、多層的な構造を示した上で、先行研究における「大学と地域との連携」における類型、法制度に基づいて大学に求められている役割を概観し分析を行うことで、「大学と地域との連携」の全体像を明らかにし、大

学の役割と今後の方向性を示唆する。

2. サービス・ドミナント・ロジックの適用による検討

2-1. 大学と地域との連携におけるサービス・エコシステム

サービス・ドミナント・ロジックは、Vargo & Lusch (2004) において提唱され、基本的前提・公理の改訂を重ね、Vargo & Lusch (2016) では、以下の5つの公理が提示されている。なお、サービス・ドミナント・ロジックにおけるサービスとは、「他のアクターあるいは自身のベネフィットのために資源を適用すること」と定義されている (Vargo & Lusch, 2017, p.47, Lusch & Vargo, 2014/2016, p.65)。

- 公理 1. サービスは交換の基本的基盤である。
- 公理 2. 価値は受益者を含む複数の行為者によって共創される。
- 公理 3. すべての社会的行為者および経済的行為者は資源統合者である。
- 公理 4. 価値は常に受益者によって独自にかつ現象学

的に決められる。

公理5. 価値共創は行為者が作った制度と制度配列を通じて調整される。

Vargo & Lusch (2016) p.18, 日本語訳は Stickdorn et al. (2020) p.59 より引用

なお、前提として、Lusch & Vargo (2014/2016, p.11) は、「消費者」と「生産者」、「顧客」と「企業」という用語の使用を極力避け、経済的（および社会的）アクターを包括的な「アクター」と呼ぶとしている。そして、「基本的にすべてのアクター（例えば、ビジネス企業、非営利組織や政府組織、個人、家庭）が1つの共通目的を有して」おり、さらにその目的は「サービスとサービスの交換および資源統合を通じた価値共創である」と見解を述べている。さらに、Lusch & Vargo (2014/2016, p.191) は、サービス・エコシステムについて、「共通の制度的ロジックとサービス交換を通じた相互的な価値創造によって結びつけられた資源統合アクターからなる相対的に自己完結的で自己調整的なシステムである」と定義している。そして「サービス・エコシステムは、インタラクションしたりサービスを交換したりするアクターからなる一次的あるいはフラットなマイクロ・レベルの構造とみなされるべきではない。むしろ実際には、サービス・エコシステムは複数の層をなしている」と述べている (Lusch & Vargo, 2014/2016, p.200)。「マクロ構造を特徴づける構成要素としては、共通のナレッジ、長期間継続しかつ持続性のある制度、そして、マイクロ・レベル・システムやマクロ・レベル・システムにいるアクターたちがコミュニティの中にどのように集まるのかに関する（しばしば暗黙的で暗示的な）ルール」があり「マイクロ・レベル・システムはメソ・レベル・システムの創造を促進させ、メソ・レベル・システムは、マクロ・レベル・システムの創造を促進させるが、一旦マクロ・レベル・システムが構築されると、下位のメソ・レベル・システムやマイクロ・レベル・システムに影響力を持つようになる」と説明している (Lusch & Vargo, 2014/2016, p.201)。

図1は、サービス・ドミナント・ロジックにおけるサービス・エコシステム構造を大学と地域との連携において、その適用を試みたものである。マクロ・レベル・システムにおいては、政府の方針・法律等の制度、メソ・レベル・システムにおいては、「大学」「自治体」等のインタラクション、マイクロ・レベル・システムにおいては、大学教職員・学生・自治体職員・住民等のアクターのインタラクションを位置づけている。具体的には、マクロ・レベル・システムでは、「まち・ひと・しごと創生法」および「教

育基本法」「学校教育法」等の法制度、メソ・レベルでは、自治体と大学との包括連携協定等の制度や大学の単位認定制度やプロジェクト型学修 (PBL) の枠組み、また、マイクロ・レベルでは、プロジェクトの定例会議や役割分担の実践的制度等のもと、インタラクションが行われる。なお、Lusch & Vargo (2014/2016, p.202) のサービス・エコシステムの構造においては、アクターは「企業」と「顧客」として設定されている。

杉岡 (2007) は、大学と地域との連携を「地学連携」とし、大学側からの観点での「地学連携によるまちづくり」を主導する主体の違いにより「大学法人主導型」「大学教員主導型」「学生主導型」「ガバナンス型」の4つに分類し、以下の通り説明している。

大学法人主導型：大学理事者や自治体理事者によるトップレベルによる意見交換、トップの方針や指令などにより、部分的・単発的取組が固定的に行われているような地学連携の事例のことである。

大学教員主導型・学生主導型：大学の特定の教員や学生（ゼミ生など）による専門性を生かした自主的な取組みが、地学連携を牽引し、結果として、それが大学全体の公式の取組みへと影響を与える地学連携の事例のことである。

ガバナンス型：そのような教員や学生の牽引の結果、大学や自治体の中に地学連携によるまちづくりの専門部署（員）やネットワークができ、組織全体を上げて（原文ママ）ネットワークを組み、これからガバナンス社会へと貢献する事例のことである。

杉岡 (2007) p.85.

なお、杉岡 (2007, p.85) は、「地域ガバナンス社会における地域が、個性的で持続可能な地域社会をつくるために、大学を地域の資源として、また多様なネットワークの担い手の1つとして位置づけ、また大学自身も地域貢献の一環としてこの要請に応え、お互い尊重しながら対等な立場で連携・協力・協働をし、新しい公共を創造」していくことが求められるようになったと考察している。

ここで、サービス・エコシステムにおいて適用すると、「大学法人主導型」においては、メソ・レベルからのトップダウン型であり、「大学教員主導型」「学生主導型」さらに大学教員や学生等の牽引による「ガバナンス型」は、マイクロ・レベル・システムがメソ・レベル・システムの創造を促進させるというボトムアップ型の現象として捉えられる。

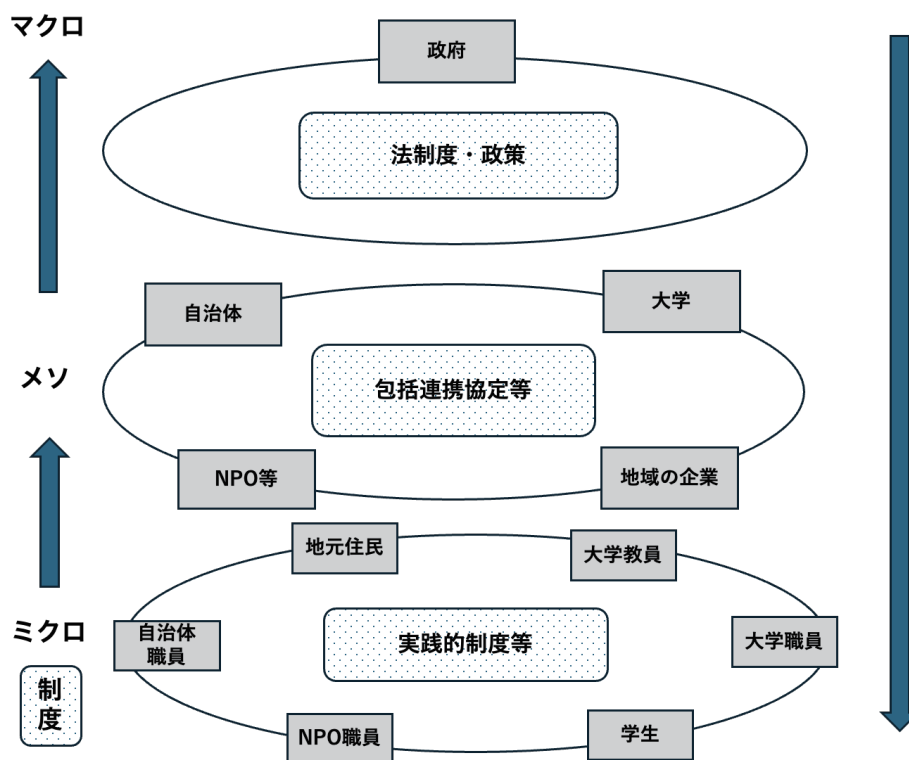


図1 大学と地域との連携におけるサービス・エコシステムの構造

出所：Lusch & Vargo (2014/2016, p.202)

図表 8.5 サービス・エコシステムの構造を参考に筆者作成

2-2. 大学と地域との連携におけるオペランド資源とオペラント資源

本節では、サービス・ドミナント・ロジックにおいて重要な概念である、オペランド資源とオペラント資源の概念を援用しながら、大学と地域、それぞれのオペランド資源およびオペラント資源はいかなるものかについて、大学と地域との連携における先行研究を概観する。オペランド資源とは、「ベネフィットを提供するにはそれらに行為を施す別の資源を施す別の資源を必要とする（潜在能力のある）資源のこと」であり、「静的」で「それらの多くは天然資源のような有形なもの」である。一方、オペラント資源とは、「ベネフィットを創造するために他の（潜在能力のある）資源に行為を施す能力を秘めている資源のこと」であり、「人間のスキルやケイパビリティ」はその典型的な例である（Lusch & Vargo, 2014/2016, p.66）。

中塚・小田切（2016, pp.6-7）は、理系の領域（とりわけ工学や農学の領域）での地域課題に関わる伝統的な「産学連携型連携」に加えて、「若者の拠点」としての大学において、多様な主体として大学生が関わる連携活動を「新しい連携」と位置づけている。そして各地の取り組みから、地域の当事者意識と主体の専門性の2軸で、「交流型」「価値発見型」「課題解決実践型」「知識共有型」の

4つのタイプに類型化している。主体の専門性および地域の当事者意識は、「交流型」「価値発見型」「課題解決実践型」「知識共有型」の順で高まっていく。そして、「移動コストが小さい地域との連携の場合は、頻繁な往来が可能」となることから「交流型」「課題解決実践型」の活動、移動コストが大きい場合は、「活動の頻度や時間は制限を受ける」ことから「価値発見型」「知識提供型」の活動に向いていると見解を述べている（中塚・小田切 2016, p.9）。なお、「交流型」は「地域の農家や住民とともに、農作業やイベントをおこなう活動タイプ」であり、「価値発見型」は「主にグループ単位での活動を計画的におこない、地域の新しい価値発見を目指すタイプ」、課題解決実践型は「地域の抱える課題に対して、具体的な実践活動を通して解決を試みるタイプ」とであると説明している。「課題解決実践型」についての事例としては、「新しい特産品の開発やその料理方法の提案、ニーズ分析に基づくグリーンツーリズムの商品の開発、空き家の活用など」を挙げ、「地域との緊密な関係性のもとでの企画開発をおこなうような活動である」と述べている。最後に「知識共有型」については、「教員や大学院生が中心となり、専門知識をもって地域課題の解決に貢献しているタイプ」とし「旧来からある地域連携活動の形であり、地域づくり活動のアドバイザーやコンサルタント

のほか、セミナーや講演活動、行政などの委員会のメンバーとなることも含まれる」と説明している（中塚・小田切 2016, p.7）。

続いて、西村（2016）は、産学連携等では「理科系研究」領域がメインであるが、考察において想定する対象は、比較的幅広い「文科系研究」における地域連携であるとした上で、地域側からの観点から、地域連携の表出タイプとして、以下の通り「ボランティアタイプ」「意見提案タイプ」「産学連携研究タイプ」の3つに分類している。

- ボランティアタイプ：とにかく地域に学生を出して下さい。学生の若い行動力で、地域を活性化させたい・地域を元気づけたい。ボランティア専攻を除くと、専門の研究領域とは直接関係なくて構いません。
- 意見提案タイプ：すでにやるべき事は決まっています。その上で、学生一般として若者の感性から意見交換しましょう。学生側・大学側は、それ以上は関与する必要はありません。
- 産学連携研究タイプ：学生が大学生として日々研究している専門知識から、産官学連携に取り組みましょう。

西村（2016）pp.46-47.

以上、中塚・小田切（2016）、西村（2016）による先行研究を概観すると、主に「理科系研究」をベースとした産学連携に追加された「新しい連携」では、大学生の「若者としての視点・行動力」、教員や大学院生の「専門知識」がオペラント資源となりうると言える。なお、西村（2016）における「産学連携研究タイプ」は、「地域社会の課題が複雑・多様・多元的・複合的であり、なかなかそれらにマッチングできる研究領域が特定できない」（p.43）ため大学生が提供する資源としては、現状、相対的に少ないケースである。この点について、西村（2016, pp.44-45）は、大学側が考慮すべき点として、「大学の教育としての意味づけを明確に持っているのかと言うことが重要」であり、「例えば専攻する専門の研究領域との整合性を確認・担保した上での地域社会への貢献の場合と、専門領域とは関係なく若者が社会へ出ることによる活性化と言うことだけに力点を置いている場合とは、異なるものである」としている。その上で「専門度の広がり」とマッチング度から、後者の位置づけは依然として特に文科系研究領域に多いと言える」と見解を述べている。

さらに、先行研究における類型化として飯盛（2015）の分類を参照する。飯盛（2015, p.95）は、大学からみた

地域との連携の分類として、大学内外、実践活動の有無の2軸で、①域学連携 ②大学祭、イベントなど ③地域の方々による講演、公開講座、共同研究など ④フィールドワーク研究、教員による講演など、の4つのタイプに分類している。飯盛（2015, p.94）は、「地域づくりにおいて、大学生の可能性に注目が集まっている。特に、大学は、地域の資源化プロセスを確立する上で、重要な役割が果たせることがわかってきた」と述べ、「若者、よそ者の視点が、地域イノベーションを誘発する可能性」について言及している。ここで、資源化プロセスとは、「①地域資源の発見・再認識、②意味づけや価値観の共有、③資源の戦略的展開というフェーズで構成」され、「次々と何らかの新しい活動や価値を生み出すこと、すなわち社会的創発をもたらすことが肝要」と見解を述べている（飯盛, 2015, p.154）。

なお、総務省の定義によると、「域学連携」地域づくり活動とは、「大学生と大学教員が地域の現場に入り、地域の住民やNPO等とともに、地域の課題解決又は地域づくりに継続的に取り組み、地域の活性化及び地域の人材育成に資する活動」のことであり、活動事例としては以下が挙げられている。

- 地域資源発掘、地域振興プランづくり、地域マップづくり、地域の教科書づくり
- 地域課題解決に向けた実態調査
- 地域ブランドづくり、地域商品開発、プロモーション
- 商店街活性化策検討、アンテナショップ開設
- 観光ガイド実践、海外観光客向けガイドブックづくり
- 環境保全活動、まちなかアート実践、子ども地域塾運営、高齢者健康教室運営

など

また、意義と課題認識については、以下の通り記述されている。

過疎化や高齢化をはじめとして様々な課題を抱えている地域に若い人材が入り、住民とともに地域の課題解決や地域おこし活動を実施することは、都会の若者に地域への理解を促し、地域で活躍する人材として育成することにつながるとともに、地域に気づきを促し、地域住民をはじめとする人材育成に資するものであります。

こうした取組は、地域（地方自治体）及び大学（大学生・教員）双方にメリットがあり、さらなる充実が望まれていることから、連携事例の収集・整理、そのノウハウの確立、継続的に実施できる仕組み作りが求められているところです。

総務省の域学連携の定義においては、「地域に若い人材が入り」という言及があり、また、その意義においては、「都会の若者」に地域への理解を促すことによる地域で活躍する人材の育成と地域住民の人材育成に資するものとしており、ここでは、大学所在地が地域内ではなく、主に首都圏の大学等を想定していると言える。

なお、萩原・井上 (2019, p.127) は、「学生の主体性の側面」からの域学連携について、「学生個人やサークル活動をはじめ、参画への任意性が高いものから、正課の必修科目としての活動をはじめ、参画への任意性が低いものまで多様である」としており、さらに、連携の継続性の側面からの域学連携として、「年度単位もしくはイベント単位で地域を変更するもの、複数年にわたり同じ地域と活動を継続しているものがみられる」と述べており、任意性と継続性の軸で域学連携を分類している。

ここで「大学と地域との連携」における「地域」とは、「主体」としての「地域」と「範囲・領域」としての「地域」の2つの側面がある(加藤, 2025, p.4)。なお、村山 (2012, p.94) は、地域には①地域コミュニティ②地域コミュニティの様々な主体があるとしており、地域コミュニティの主体として、市民・NPO・事業者・自治会・商店街・行政・教育機関・福祉機関等を挙げている。一方で、「範囲」として捉えた場合は、主に、大学が所在する地域・隣接地域と、距離的に離れているが何らかの経緯により活動の対象となっている地域の2つに大別される。前掲の総務省の定義によると「域学連携」は後者にあたりと考えられるが、前者と後者のうち、どちらの地域を主たる対象としているかにより、活動の出発点となる連携の目的が異なってくる。また金銭的・時間的コストの大小に影響を受け、訪問頻度や活動内容、そして大学と地域間での「関係性」が異なってくる。この点について、「活動内容」については、中塚・小田切 (2016, p.9) は「移動時間や交通費などの『移動コスト』の違いにより、活動頻度や活動内容が大きく制限されるため、向き不向きを考えて、活動を選択する必要がある」と見解を述べている。また、大学と地域との「関係性」については、移動コストが高い場合、相対的に訪問頻度が低くなることから、地域との関係性としては、「弱い」つながりとなることが想定される。しかしながら、弱いつながりは負の側面として捉えられるのではなく、むしろ新たな価値が生じる可能性を含んでいる。飯盛(2015, pp.32-33)は「新しい活動や価値を生み出すには、信頼のおけるつながり、異質な知や情報が入ってくるつながりの両方が必要」で

あるため、「社会的創発をもたらすには、強いつながりと弱いつながりがうまく結合した構造になっていることが必要」であると述べている。

また、同じく総務省によると、地域側のメリットとして、「大学に集積する知識や情報やノウハウが活かされる」「地域で不足する若い人材力を活用」「地域の活性化」が挙げられており、大学のメリットとして、「実践の場が得られる」「教育・研究活動へのフィードバック」が挙げられている。そして、共通のメリットとして、「学生や地域住民の人材育成」が提示されている。ここで、オペラント資源とは何かという問いに答えるとすると、大学からのオペラント資源は「大学に集積する知識や情報」「若い人材力」であり、地域におけるオペラント資源は「実践の場」「教育・研究活動のフィードバックの機会」である。なお、総務省において「域学連携」地域づくり活動の取り組みが推進されていることから、マクロ・レベルの国としての政策、メソ・レベルの大学と自治体の方針のもと、ミクロ・レベルにおける学生・大学教職員が実践を行っているといえることができる。

以上、先行研究を通じて様々な切り口からの類型について概観してきたが、表1は、これまでレビューしてきた先行研究に基づいて編集・整理を行い、目標、活動範囲、主な主導主体、主な実施主体、継続性、任意性、それぞれにおける選択肢を示したものである。

表1 大学と地域との連携活動における分類

分類軸	分類		参考文献	
目標	共同研究・社会実装		中塚・小田切(2016) 飯盛(2015)	
	知識共有			
	課題解決・地域づくり			
	価値発見・意見提案			
	地域振興			
活動範囲	大学外	大学所在地市町村・近隣市町地域	飯盛(2015) 野澤(2016)	
		大学所在地市町村・近隣市町地域以外		
	大学内	大学祭での展示・特産品販売等		
主な主導主体	大学法人(トップ)		杉岡(2007)	
	大学教職員			
	学生			
	自治体(町長)			
主な実施主体	大学	教員	—	
		職員		
		学生		
	自治体	職員等		
		企業		社員等
		NPO等		職員等
継続性	地域住民		萩原・井上(2019)	
	単発	イベント単位等		
任意性	高	学生個人・サークル・公募制プロジェクト等での活動	萩原・井上(2019)	
	低	必修科目での活動等		

出所：先行研究に基づいて筆者作成

表1の「目標」の項目は、「活動内容」とも言えるが、それぞれが活動を通じて即座に具現化できるというのではなく、目標として掲げられ、活動を行うものと考えられるため項目名を「目標」とした。そして、それは、「交流」「地域振興」「課題発見・意見提案」「課題解決・地域づくり」および「知識共有」「共同研究・社会実装」などに類型化され、「交流」から「課題解決・地域づくり」に至るまで順にステップアップしていくと捉えられるが、目的やアクターが求めるものに準拠するものであるため、必ずしもその限りではないと考える。「交流」そのものが価値となる場合もありうるであろう。なお、上記の分類では、例えば、年間であるいは経年で、「交流」と「価値発見・意見提案」を両方行っている場合など、混合型あるいは継続・発展型も存在する。これらは、継続することにより可能となるため、表1の分類項目の1つ「継続性」の中の選択肢である「継続」によって可能となる。次に、「活動範囲」としては、「大学内」であるか「大学外」であるかに分かれ、大学外の場合は「大学所在地市町村・近隣市町村地域以外」に分かれる。続いて「主な主導主体」としては、「大学法人(トップ)」「大学教職員」「学生」「自治体(町長等)」主な実施主体としては、メソレベルとしての大学・自治体・企業・NPO、マイクロレベルとしての「(大学)教職員」「学生」「(自治体)職員」「(企業)社員」「(NPO)職員等」「地域住民」を挙げている。最後に、任意性としては、「高」「低」に分けられ、それが活動への意欲にも関係してくることが想定される。

2-3. 大学と地域との連携における価値共創

これまで概観してきた先行研究は「大学との地域との連携」における類型化であるが、村山(2012)は、そもそもの「地域連携」を一つの類型として、大学と地域との共生の方法という観点から、「地域貢献型」「地域連携型」「地域共創型」の3類型を提示し、以下のように説明している。

地域貢献型：「大学の地域からの分離独立を前提として、大学の都合に合わせて市民向け公開講座を開催するなど、『地域貢献型』では大学の知的・人的資源は地域に対して一方的にアウトプットされる。そこにおいて地域課題の探求や地域ニーズに応える姿勢は希薄である」

地域連携型：「産学連携やインターンシップ等のように大学と地域が互いに対等な主体でありス

テークホルダーとして認めたいうえで、双方向にアウトプットし合う関係」に基づいており、「今日の主流」となっている。

地域共創型：「大学と地域がお互いにお互いの存在を前提として、プロジェクトによっては大学と地域の主体が協働して地域コミュニティを創造していく共生関係である」

村山(2012) p.94.

村山(2012, pp.94-95)は、「地域共創型」と「地域貢献型」「地域連携型」の違いについて、「地域貢献型」「地域連携型」においては「大学と地域はそれぞれの主体がそれぞれの目的のために独立して自立的に発展することを目指している」のに対し、「地域共創型」は「それぞれの独立性・自立性は維持しながらも、『より良い地域を創造し発展させてゆくこと』を共通の目的として、大学と地域とのそれぞれの特性を生かした役割分担と達成目標を設定した具体的なプログラムを企画・実施してゆく。いわば大学と地域が創造的に融合され、一緒により良い地域コミュニティを創り上げて行くような共生関係」であるとし、「地域共創に取り組む大学は増えている」としている。そして、「大学も地域コミュニティの一主体であるが、大学は地域コミュニティそのものではなく、地域から独立した自律的なコミュニティである」としている。さらに「大学内部にも、教授会、職員集団、学生集団などの多様なコミュニティにより構成されている」とし、「地域も大学も多様な主体から構成されるコミュニティであること、そして大学は地域コミュニティの一員であることは、大学と地域の共生を考える前提である」と見解を述べている。

ここで前掲のサービス・ドミナント・ロジックのサービス・エコシステムに照らすと、メゾ・レベルにおける大学は地域から独立したコミュニティであり、さらに教授会等の多様なコミュニティから構成されていると捉えられる。さらに、サービス・ドミナント・ロジックの公理に照らすと、サービスは交換の基本的基盤であり(公理1)、価値は受益者を含む複数の行為者によって共創される(公理2)。そして、価値は常に受益者によって独自にかつ現象学的に決められる(公理4)。大学と地域との連携に適用して検討すると、前掲の通り、サービス・ドミナント・ロジックにおけるサービスとは、「他のアクターあるいは自身のベネフィットのために資源を適用すること」であり、「価値」は、教員・職員・学生・自治体職員等の複数の行為者の「連携」を通じて「共創」される。大学から地域への一方向性の「貢献」ではなく、

相互作用のある双方向性の「連携」が価値の「共創」につながるということになると考えられる。それゆえ、村山（2012）においては、地域連携と地域共創という表現により分けているが、「連携」は「共創」につながっていると捉えられる。ここで重要な点は、決定される「価値」はそれぞれのアクターにより異なるが、「より良い地域を創造し発展させていく」（村山 2012, p.94）という「目的」は全てのアクターに共通のものであるということである。

図2は、これまで概観してきた先行研究に基づいて作成した大学と地域との連携における概念図である。野澤（2016, p.7）は、大学が「地域に対する奉仕者のような印象」を与える「地域貢献」という表現ではなく、「地域連携は地域と大学が互酬的な関係でなければその活動は長続きしない」ため、大学の第3の使命は「地域連携」と表示することを提案したいと述べている。「連携」が「共創」につながることで、結果的に地域に「貢献」することになるとも言えるが、図2では、大学から地域への一方向性を表す言葉として「貢献」、そして「連携」からつながっていく双方向性の「共創」として、軸を設定した。また「専門知識」と「若者・よそ者視点」を軸として、前述の「目標」としての「交流」「地域振興」「課題発見・意見提案」「課題解決・地域づくり」および「知識共有」「共同研究・社会実装」を「貢献」と「共創」、「専門知識」と「若者・よそ者視点」の軸に基づいて類型化を行った。

大学と地域との連携により共創される価値とはいかなるものであるのか。Lusch & Vargo（2014 /2016, p.66）によると、「価値とは、ベネフィットのことであり、それ

はある特定のアクターの福利の増大でもある。価値はアクター特殊的で、かつ価値創造の全ての実例が文脈的にまったく異なるので、全ての出来事は独自のものとなる」としている。

Verleye（2015, pp.323-324）は、価値共創における期待される便益として、快楽的便益（hedonic benefits）、認知的便益（cognitive benefits）、社会的便益（social benefits）、個人的便益（personal benefits）、実用的便益（pragmatic benefits）、経済的便益（economic benefits）を提示している。なお、「快楽的便益」とは楽しい経験をすること、「認知的便益」とは新しい知識やスキルの習得、「社会的便益」は他の人々と繋がることのできることに、「個人的便益」とはより良い地位と評価を得られること、「実用的便益」とは個人のニーズを満たすソリューション、経済的便益とは努力にみあった報酬のことを示している。

ミクロ・レベルでのアクターが、各々の便益を享受し、価値を決定することで、満足度や活動への継続意向につながっていくことが考えられる。しかしながら、それぞれの便益のためだけに活動するのではなく、全てのアクターが、1つの共通目的のもとに連携することを意識して活動することが重要である。前掲の通り、Lusch & Vargo（2014 /2016）は、基本的にすべてのアクター（ここでは、教員・職員・学生・自治体職員等のアクター）が1つの共通目的を有しており、「それはサービスとサービスの交換および資源統合を通じた価値共創である」としている。ここでの共通目的は、「大学の資源と地域の資源の融合を通じた価値共創」ということになる。そし

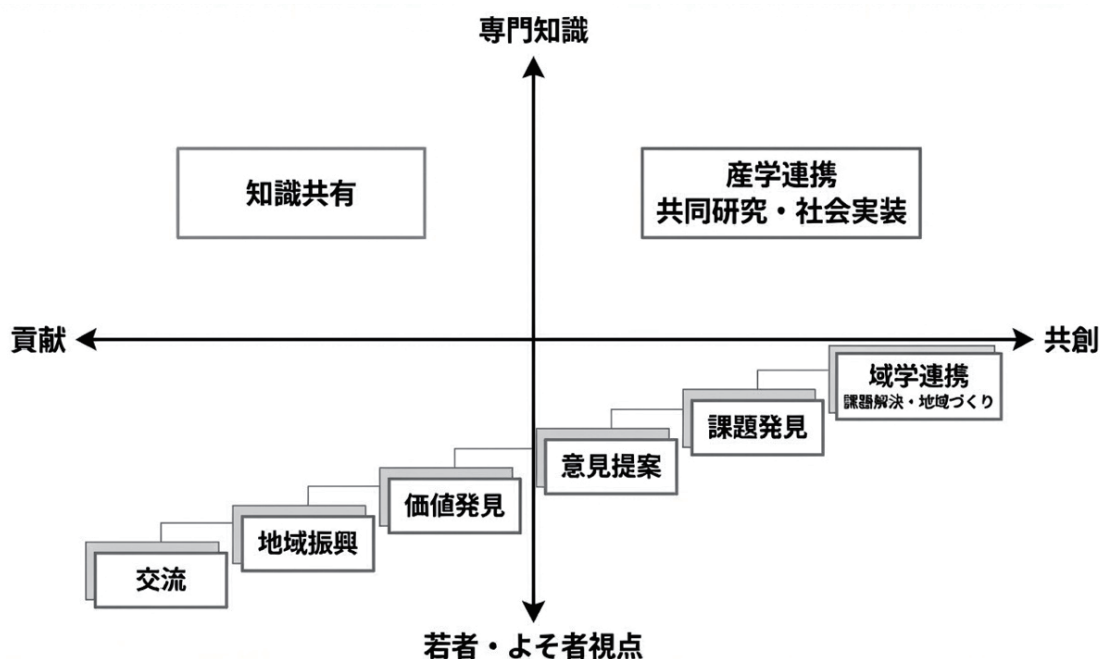


図2 大学と地域との連携における類型

出所：先行研究（中塚・小田切, 2016 ほか）を参考に筆者作成

て、それは具体的には、村山（2012）による前述の共通目的「より良い地域を創造し発展させてゆくこと」であり、それを共に実現させることが「価値共創」である。そしてこうした共通目的の下、全てのアクターが目標を共有し価値共創を促進させることが、地域の持続的発展につながっていくと考える。

次章では、改めてマクロ・レベル・システムとしての国家戦略や法律等の制度について概観し、立ちかえることで、大学との関係においていかなる対象を示しているのか、そしてその地域において大学の役割として、何を求められているのかについて検討する。

3. サービス・ドミナント・ロジックにおけるマクロ・レベル・システムからの検討

3-1. 地方創生に資する大学の役割

2014年「まち・ひと・しごと創生法」が制定され、それに基づき「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」が策定、第1期「まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下総合戦略）」（2015年度から2019年度末まで）が策定された。さらにこれを踏まえ、地方公共団体においても「地方人口ビジョン」「地方版総合戦略」が策定され、具体的な事業が推進されることとなった。

まち・ひと・しごと創生総合戦略では、以下の4つの目標が掲げられている。

- <基本目標①> 地方における安定した雇用を創出する
- <基本目標②> 地方への新しいひとの流れをつくる
- <基本目標③> 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる
- <基本目標④> 時代に合った地域をつくり、安心なくらしを守るとともに、地域と地域を連携する

まち・ひと・しごと創生総合戦略について平成26年12月27日閣議決定 pp.11-13.

さらに、4つの目標に対するそれぞれの政策パッケージが策定されており、基本目標②の政策パッケージのなかに、「地方移住の推進」「企業の地方拠点強化、企業等における地方採用・就労の拡大」と共に「地方大学等の活性化」が提示されている（pp.33-39）。なお、平成27年6月30日閣議決定の「まち・ひと・しごと創生基本方針2015—ローカル・アベノミクスの実現に向けて—」においても、「地方への新しいひとの流れをつくる」という基本目標②の「地方大学等の活性化」が掲げられており、「意欲と能力のある若者が地域に残り活躍する環

境を実現するためには、雇用の創出に加え、地方大学等が一層活性化し、より多くの若者を惹きつける魅力ある存在となることが重要」とし、①知の拠点としての地方大学強化プラン②地元学生定着促進プラン③地域人材育成プランの3つのプランが提示されている[1]。その内容から、大学への言及に焦点をあてると「地方大学」は、地域産業を担う人材養成を期待されており、また「地元大学」への進学、「都市部の大学等」から地方企業への就職を促進するための地方公共団体との連携による雇用創出・若者定着に向けた取組とともに、地元就職につながるキャリア教育、地域への愛着を深める教育、地域に誇りをもつ人材の育成が役割として期待されていると言える。また、地元の地方公共団体や企業等の連携を通じて、地域産業を担う高度な専門職人材、地域産業を自ら生み出す人材等の育成が役割として求められている。

第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略2020改訂版」においては、基本目標2の施策の一覧の中に地方への移住・定着の推進という項目があり、その中に（1）地方移住の推進（2）修学・就業による若者の地方への流れの推進の2つが挙げられており、（2）については、さらに①「魅力ある地方大学の実現と地域産業の創出・振興」②「高等学校の機能強化等」の2つの項目が挙げられている（p.50）。

そして、2024年6月「まち・ひと・しごと創生法」が施行されてから10年の節目として公開された「地方創生10年の取組と今後の推進方向」を通じて、以下政府の方針に基づいた地方創生における大学への期待と現段階での成果、今後の方針を概観することとする。当該報告書では、地方創生の推進は「それぞれの自治体」が取り組み、それらを国が支援するという方針に基づいて「地方創生の4つの柱（地方に仕事をつくる、人の流れをつくる、結婚・出産・子育ての希望をかなえる、魅力的な地域をつくる）に沿った施策をデジタルも活用しながら展開」してきたこと、そして「各自治体においては、地域の課題を自ら把握し、その解決に向けて行政と民間、住民等が連携した取組」により、「暮らしやすさの向上に加え、地域によっては人口増加や、2013年当時の人口推計の値を上回る場所もあり、この中には地方創生の取組の成果と言えるものが一定数ある」として評価を行っている（内閣官房・内閣府、2024、p.1）。なお、取組を通じた成果のうち、大学が言及されている項目として、「地方大学・産業創生法を踏まえた対応」として、「地方大学・産業創生法に基づく地方大学・地域産業創生交付金を通じて、これまで全国で12の産学官連携による地域の取組」への支援について言及があり、その中で「地域における

大学の振興及び若者の雇用創出に向けた取組」の事例として「高知県・高知大学施設園芸分野における AI や IoT 等の最先端技術を活用したデータ駆動型農業の取組」「島根県・島根大学では、地域に伝わる『たたら』製鉄を踏まえた先端金属材料拠点の創出の取組が産学官連携等」の推進などが挙げられている（内閣官房・内閣府，2024，p.4）。

一方で、課題としては、「国全体で見たときに人口減少や東京圏への一極集中などの大きな流れを変えるには至っておらず、地方が厳しい状況にあることを重く受け止める必要がある」（内閣官房・内閣府，2024，p.1）と述べられている。そして、「残された課題，新たな課題と今後求められる取組方向」の中で、大学について言及されている項目は、「東京圏への過度な一極集中への対応」として「地方大学・高校の魅力向上等」（内閣官房・内閣府，2024，p.6）、「地域の生産年齢人口の減少への対応」として「特定分野に強みを持つ地方大学・高専等による産学官連携の推進による生産性の向上」（内閣官房・内閣府 2024；p.7）、「地域資源を生かし、付加価値を高める産業・事業の創出」として「産学官が連携しつつ、多様なニーズを踏まえた地域資源の掘り起こし，組み合わせと活用」（内閣官房・内閣府，2024，p.8）を推進していくということが挙げられている。

これまで概観してきた「まち・ひと・しごと創生総合戦略」および「地方創生 10 年の取組と今後の推進方向」においては、大学についての言及が主に「地方大学」として挙げられており、ここで対象としている「地域」が主にその大学が所在する地域・隣接地域所在地を指していることが示唆された。つまり、地方創生の文脈においては、対象となるのは主に「地方大学」であり、地方公共団体や地元の企業と連携しながら、「地方の大学」が、地域に愛着や誇りを持ち、地域産業を担い、地域課題を解決しうる人材を育成し、その先に地元企業への就職、定住などにつなげていくことが、役割として求められているということが言える。なお、首都圏の大学においても、地方創生の文脈では、地方への就職などの推進が期待されている。

「まち・ひと・しごと創生総合戦略」では、政策 5 原則として、(1) 自立性 (2) 将来性 (3) 地域性 (4) 直接性 (5) 結果重視が提示されており、前述のマクロ・レベルからメソ・レベル，ミクロ・レベルへ一方向性の画一的なトップダウンではなく、ミクロ・レベルからのボトムアップの方向性を示唆していると言える。そして、マクロ・レベルの制度のもと追隨的に実行するのではなく、各地域がそれぞれ制度や仕組みを設計し、自発的に

取り組むということが方針とされていることがわかる。そしてその点を反映して、「地方創生 10 年の取組と今後の推進方向」においては、上記の「行政と民間，住民」の「連携」に始まり、「産官学」「自治体と事業者等」「官民」「政策間」「地域間」「国家と地域関係者」「都市と地方」「関係府庁」「国・都道府県・市町村」などのアクター間での「連携」という用語が、随所で用いられている。「地域・社会課題の解決に向けた規制・制度改革」の項目では、「デジタル田園健康特区の取組を他の分野にも拡大し、地理的に離れた自治体が連携して共通の課題解決に取り組む『連携“絆”特区』を推進することで、規制・制度改革を通じた地域・社会課題の解決を更に後押しする必要がある」（内閣官房・内閣府，2024，pp.11-12）と述べるなど、多様な主体の「連携」を重視している。

野澤（2016，p.4）は、大学等の高等教育機関の地域連携活動についてアンケート調査の結果から「大学等から見た地域連携の活動範囲は、半数以上の学校が学校所在地市町村および近隣市町村地域と比較的狭い地域での活動が中心となって」おり、「昨今の政府の大学等の地域連携促進策は、大学と連携する地域を文字通り大学が立地する都道府県という捉え方をしており、大学の活動領域を狭める方向に作用している」と指摘している。そして、それは国立大学においては、本来国および社会全般を対象にするのが使命である中で、国立大学の“地域化”を促している」と見解を述べている（野澤，2016，p.6）。なお、「人口 5 万人未満の地方圏の地方公共団体における大学との連携事例集 地方へのサテライトキャンパス設置に向けた参考資料」[2]（令和 6 年 3 月）を参照すると、収集事例件数 506 件のうち、地方公共団体と連携している大学のキャンパス本部所在地は、近隣地域（同県内）キャンパスとの連携が多く、355 件であり、全体の 7 割を占めている。しかしながら、見方を変えると、3 割は、近隣地域（同県内）以外との連携であり、「近隣地域（同県内）以外の大学との連携事例では、地方公共団体と大学が連携協定を締結し、それを足掛かりにしてフィールドワークの受け入れを行う事例が多い傾向にある」と言及されており、連携協定等の制度を導入することが契機となり、その制度のもと、活動領域を広げ、学校所在地市町村および近隣市町村地域における活動が促進されていると考えられる。そして、移動・時間・金銭的成本が相対的に大きくなるにもかかわらず、学校所在地市町村および近隣市町村地域以外の地域での連携活動が行われるにあたっては、地域・大学それぞれに目的および享受しうる便益があるからである。その目的と便益とはいかなるものかについて、制度における大学の役割の側面

から検討するために、次節においては、教育基本等、学校教育法等の法制度を概観する。

3-2. 教育基本法・学校教育法等が定める大学の役割

矢口（2021：3-4）は、大学の価値について、教育基本法7条（大学）、学校教育法第83条（大学の目的）から理解できることとして、「人財の育成」「学術進歩への寄与」「社会発展への寄与」であると総括している。また、文部科学省の「学士力」、経済産業省の「社会人基礎力」、厚生労働省の「就職基礎力」についても言及し人財育成の重要性を述べている。なお、ここでは、人は価値のあるものでありタカラであるという意味を込めて「人材」ではなく「人財」が用いられている。

矢口（2021）が挙げている制度について以下原文を引用しながら、マクロ・レベル・システムとしていかなる制度が大学と地域との連携活動の設計に影響を与えているかという観点から、検討を行うこととする。

教育基本法第二章教育の実施に関する基本（大学）においては、以下定められている。

第七条（第1項）大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

2 大学については、自主性、自律性その他の大学における教育及び研究の特性が尊重されなければならない。

教育基本法（2006）

また、学校教育法においては「大学の目的」として以下定めている。

第九章 大学

第八十三条

（第1項）大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。

（第2項）大学は、その目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

学校教育法（1947）

上記を参照すると、教育基本法および学校教育法では、大学の知見、研究の成果を「社会に提供することにより、社会の発展に寄与する」ということが明記されている。

また、学士課程答申では「各専攻分野を通じて培う学

士力」を「参考指針」として提示した。そして、高等教育段階で培うことが求められる「学士力」の重要な要素として、以下の能力を育成することが先進国や成熟社会の共通の課題であると述べている。

- 知識や技能を活用して複雑な事柄を問題として理解し、答えのない問題に解を見出していくための批判的、合理的な思考力をはじめとする認知的能力
- 人間としての自らの責務を果たし、他者に配慮しながらチームワークやリーダーシップを発揮して社会的責任を担う、倫理的、社会的能力
- 総合的かつ持続的な学修経験に基づく創造力と構想力
- 想定外の困難に際して的確な判断をするための基盤となる教養、知識、経験

中央教育審議会（2012）p.5.

さらに、その指針に基づいて、「学士力」を育成していくために、「プログラム中心・具体的な成果中心の観点から見直すことが必要」であり、「答えのない問題に対して自ら解を見出していく主体的学修の方法や、想定外の困難に際して的確な判断力を発揮できるための教養、知識、経験を総合的に獲得することのできる教育方法を開発、実践していくことが必要である」と提言されている（中央教育審議会、2012、p.6）。

また、中央教育審議会（2005）における我が国の高等教育の将来像（答申）の「高等教育の中核としての大学」において「第三の使命」としての社会貢献の役割が記載されており、さらに、「より直接的な貢献が求められるようになって」と述べている。

西川（2020、p.38）は、「国立大学の法人化以降、教育・研究に加え社会貢献が第3の使命として語られるようになり、「特に、大都市圏以外に立地するいわゆる地方大学にとっては、立地地域の産業界や地域住民、自治体、公共団体等との連携による地域への貢献活動への取り組みが盛んになっている」と述べている。そして「政府主導で進められる地方創生の後押しを受け、地域の自治体等と連携した地域振興・活性化や地域課題の発掘・解決等への取り組みが活発化している」と述べ、地方大学における取り組みが活性化しているという点を指摘している。一方、経済産業省は、2006年「職場や地域社会で多様な人々と仕事をしていくために必要な基礎的な力」として、以下の12の要素から構成される3つの能力「社会人基礎力」を提示した（経済産業省、n.d.-a）。その後、平成29年度に開催した「我が国産業における人材力強

化に向けた研究会」では、ライフステージの各段階で活躍し続けるために求められる力として「人生100年時代の社会人基礎力」として新たに定義された（経済産業省, n.d.-b）。そして、その力は、職場や地域社会で多様な人々と仕事をしていくために必要な基礎的な力として以下の3つの能力・12の能力要素が提示されている。これらの能力は、社会に出る前の学生にとっては、地域との連携活動等の実践の機会を通じて培うことができると考える。

- ① 前に踏み出す力（アクション）・主体性（物事に進んで取り組む力）、働きかけ力（他人に働きかけ巻き込む力）、実行力（目的を設定し確実に行動する力）
- ② 考え抜く力（シンキング）・課題発見力（現状を分析し目的や課題を明らかにする力）、計画力（課題の解決に向けたプロセスを明らかにし準備する力）、創造力（新しい価値を生み出す力）
- ③ チームで働く力・発信力（自分の意見をわかりやすく伝える力）、傾聴力（相手の意見を丁寧に聴く力）、柔軟性（意見の違いや立場の違いを理解する力）、状況把握力（自分と周囲の人々や物事との関係性を理解する力）、規律性（社会のルールや人との約束を守る力）、ストレスコントロール力（ストレスの発生源に対応する力）

経済産業省（n.d.-b）pp.2-5.

以上、教育における制度や方針を概観してきた中で、「社会貢献」が大学の役割の一つとなっているということ、また、それに基づいて、大学が教授すべき素養が専門知識だけではなく、それを使用して社会に貢献していくために必要な能力を育成していくことが重要な役割とされていると総括できる。そのためには、教室での一方向のレクチャーを受講するという形式だけではなく、Project-based Learning（PBL）等のアクティブラーニングの必要性が高まっていく。そこで、大学としては、教育目標を達成するために、地域をフィールドとして、様々なアクターとの連携活動を求めるということになる。また学生にとっては、前掲（第2章第2節）の通り「学生の主体性の側面から域学連携をみると、学生個人やサークル活動をはじめ、参画への任意性が高いものから、正課の必修科目としての活動をはじめ、参画への任意性が低いものまで多様である」（萩原・井上, 2019）と述べられているように、地域をフィールドとして様々なアクターと協働する実践の機会を得るという便益、つまり前掲（第2章3節）の「認知的便益」や「社会的便益」に

加えて、大学の必修科目としての活動や単位取得という便益、つまり同じく前掲の「実用的便益」を享受することが目的となる場合もある。そして、大学卒業後の就職、そして社会人生活に備えて、これらの能力を養成し自己成長につながることで、便益、つまり同じく「認知的便益」となりうる。しかしながら、大学が教育として地域との連携活動に取り組み、それらがきっかけとなって、学生が地域に関与していくことで、地域を中心とした全てのアクターとの共通目的を意識し、地域に関心を持ち関与を高めていくという変容を経て、地域との共創につながっていくことが期待される。

4. 総括と今後の方向性

本稿では、大学と地域との連携という多層的・包括的な概念において、サービス・ドミナント・ロジックを適用することで整理し、その全容を明らかにすることを試みた。

前掲の図1に示したように、マクロ・レベルでは、政府、メソ・レベルとして大学、自治体等、ミクロ・レベルでは、大学教職員・自治体職員等のアクター間における、制度およびインタラクションを位置づけた。さらに、大学と地域との連携の類型化における先行研究レビューにあたり、そのオペラント資源とオペラント資源という概念を用いることで、大学と地域がそれぞれ提供可能な、また求められている資源について分析を行った。さらに、マクロ・レベル・システムとしての、まち・ひと・しごと創生法および総合戦略、教育基本法・学校教育法等を概観することで、大学が求められている役割について明確化を図った。

大学と地域との連携における「資源」について明らかにされたことは、大学においては、オペラント資源としての「専門知識」と「若者・よそ者視点」であり、地域においては、オペラント資源としての「実践の場」である。しかしながら、大学としての便益という観点のみから活動を行うのではなく、地域に関わるすべてのアクターが前掲（村山, 2012）の共通目的「より良い地域を創造し発展させていくこと」のもと活動することが望まれる。

さらに、現状の大学と地域との連携活動、とりわけ文科系の学生の活動においては、「若者・よそ者視点」が主なオペラント資源となっているが、大学の目的および役割に立ちかえるとそれらの視点だけではなく、「専門知識」がオペラント資源となることが望まれる。教員・研究者・大学院生だけが専門知識をオペラント資源として提供するのではなく、今後は、学生が大学で学んだ専門知識を活かすことができる「実践の場」としてより一

層活用していくことが望まれる。前掲の基本教育法第7条の大学の「基本」および学校教育法第83条の「大学の目的」を再び参照すると、「大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする」とされている。ここでは、高い教養と専門的能力、そしてそれらに基づいて新たに創造された知見をもって社会に貢献することが示されている。また学校教育法第九章第八十三条「大学の目的」では、「大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする」と示されており、ここでも専門知識を展開することが目的とされている。さらに、前掲の「各専攻分野を通じて培う学士力」の参考指針として「知識や技能を活用して複雑な事柄を問題として理解し、答えのない問題に解を見出していくための批判的、合理的な思考力をはじめとする認知的能力」「人間としての自らの責務を果たし、他者に配慮しながらチームワークやリーダーシップを発揮して社会的責任を担い、倫理的、社会的能力・総合的かつ持続的な学修経験に基づく創造力と構想力」「想定外の困難に際して的確な判断をするための基盤となる教養、知識、経験を育むこと」が挙げられている通り、大学は専門知識を教授するだけでなく、その活用においても実践の機会を提供する役割とその教育方法の開発が求められている。

若者・よそ者の視点は、イノベーションにつながる重

要な要素となりうるため、その視点を持ちながらも、本来大学に求められている役割としては、学術を通じて専門的知見を養い、それらをもって社会の発展に寄与することである。前掲の図2においては現状の大学と地域との連携活動を示しているが、図3に示すように、資源としての「若者・よそ者視点」を持ちつつ、大学で修得した「専門知識」をもって社会実装していく方向に活動の範囲を広げていくことが今後の方向性としてあるべき姿であると考えられる。そして、地域内の企業や必要に応じて他大学等との連携も含め、共創が促進される制度づくりが必要になってくると考える。

その際に課題となるのは、産学連携は「理科系研究」の成果活用が主流であるが、「文科系研究」における専門知識を活用した地域との連携、そして産学連携を促進させていくための制度の設計である。地方創生の文脈では、前掲（第3章第1節）の「まち・ひと・しごと創生法」の4つの基本目標のうち「地方における安定した雇用を創出する」「地方への新しいひとの流れをつくる」という目標に到達するためには、理科系研究だけではなく文科系研究においても、専門知識を活かした地域との連携、さらに産学連携による新規事業の創出や起業への道筋、枠組みの設計が鍵となる。つまり、図3に示すように若者・よそ者視点だけではなく、域学連携が専門知識に基づいた活動となるように専門知識と共創の象限にシフト・拡大していくことが重要である。しかしながら、それは一足飛びに実現するものではない。そのため、まずは、大学側の教職員、そして学生自身が、その意識を持つこと

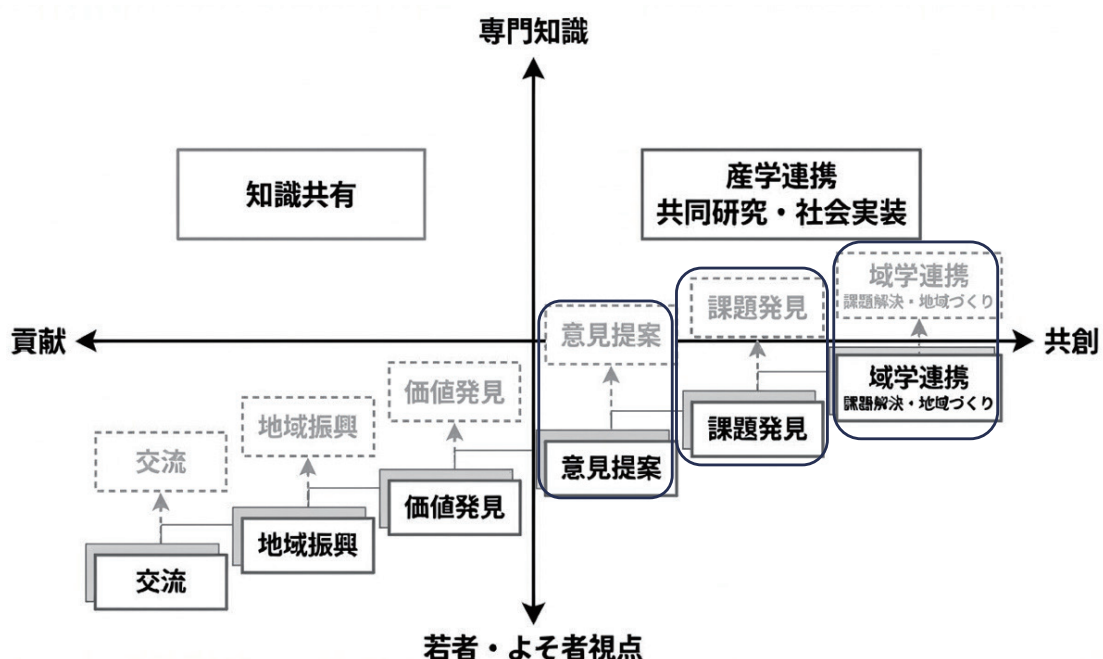


図3 大学と地域との連携における類型（今後の方向性）

出所：先行研究（中塚・小田切, 2016 ほか）を参考に筆者作成

が第一歩となる。なお、研究室、授業を基盤とした活動であれば、専門知識を活用することは相対的に実現しやすいが、構成メンバーの専門分野がそれぞれ異なるPBLにおけるプロジェクト活動やボランティア活動では、全ての構成員が同じ専門分野を直接的に活かしていくことは難しい。しかしながら、それぞれのメンバーの持ちうる専門知識をオペラント資源として共創につなげていくという意識を持つことが重要であると考えられる。さらに、専門知識・若者の視点を地域との連携にいかしていくためのカリキュラムの構築も必要となるだろう。

本稿では、地域との連携における大学の役割と今後の方向性について示唆を行ったが、次なる研究課題は、大学が地域を中心としたエコシステムにおいて、その役割を果たしていくために、いかなる制度設計を行うかについて、その具体的なあり方を検討することである。

利益相反

本稿に関して、開示すべき利益相反はない。

[1]「まち・ひと・しごと創生基本方針2015」pp.21-26.
地方大学の活性化におけるプランについて以下の通り記載されている。(抜粋)

① 知の拠点としての地方大学強化プラン
地域ニーズに対応した高等教育機関の機能を高めるため、地方大学や高等専門学校、専修学校等において、地域とのつながりを深め、地域産業を担う人材養成など地方の課題の解決に貢献する取組を促進する。

② 地元学生定着促進プラン
地方大学等への進学、地元企業への就職や都市部の大学等から地方企業への就職を促進するため、地方公共団体と大学等との連携による雇用創出・若者定着に向けた取組等を促進する。また、学校を核として、学校と地域が連携・協働した取組や地域資源をいかした教育活動を推進するとともに、地元就職につながるキャリア教育や、地域を理解し愛着を深める教育により、地域に誇りを持つ人材の育成を推進し、地域力を強化する。

③ 地域人材育成プラン
大学や高等専門学校、専修学校、専門高校をはじめとする高等学校における、地元の地方公共団体や企業等と連携した取組を強化することにより、地域産業を担う高度な専門的職業人材を育成し、また、地元企業に就職する若者を増やすとともに、地域産業を自ら生み出す人材を創出する。また、地域に根差したグローバル・リーダー育成の取組を推進する。

[2]「人口5万人未満の地方圏の地方公共団体における大

学との連携事例集 地方へのサテライトキャンパス設置に向けた参考資料」pp.3-4. <https://www.chisou.go.jp/sousei/about/satellite-campus/point/pdf/under5-renkei.pdf>

令和6年3月一般財団法人日本開発構想研究所事例集は、「東京圏と令和6年能登半島地震にかかる災害救助法の適用を受けた地方公共団体を除く、人口5万人未満の地方公共団体を対象としてアンケート形式で実施し、420団体の市町村(人口5万人未満の市町村全体の約40%の回収率)から回答を得た」としており、「420団体のうち、大学との連携事例を回答した団体数は288団体」と記載されている。

参考文献

中央教育審議会(2005)我が国の高等教育の将来像(答申)「高等教育の中核としての大学」文部科学省. Retrieved November 15, 2025, from https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/attach/1335581.htm

中央教育審議会(2012)新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて—生涯学び続け、主体的に考える力を育成する大学へ—文部科学省. Retrieved November 15, 2025, from https://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afieldfile/2012/10/04/1325048_1.pdf

学校教育法(1947)学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号). Retrieved November 15, 2025, from <https://laws.e-gov.go.jp/document?lawid=322AC0000000026>

萩原遼・井上憲一(2019)同一地域における継続的な域学連携の活動実態と意義. 農林業問題研究, 55(3):127-134.

一般財団法人日本開発構想研究所(2024)人口5万人未満の地方圏の地方公共団体における大学との連携事例集:地方へのサテライトキャンパス設置に向けた参考資料. Retrieved November 15, 2025, from <https://www.chisou.go.jp/sousei/about/satellite-campus/point/pdf/under5-renkei.pdf>

飯盛義徳(2015)地域づくりのプラットフォーム:つながりをつくり、創発をうむ仕組みづくり. 京都:学芸出版社.

加藤基樹(2025)地域連携学とその教育プログラム構築に関する考察—早稲田大学を事例として—. 大学地域連携学研究, 4:1-14.

経済産業省(n.d.-a)社会人基礎力. Retrieved November 15, 2025, from <https://www.meti.go.jp/policy/kisoryoku/index.html>

経済産業省(n.d.-b)社会人基礎力「人生100年時代の社

- 会人基礎力」説明資料 pp.2-5. Retrieved November 15, 2025, from https://www.meti.go.jp/policy/kisoryoku/kisoryoku_PR.pptx
- 教育基本法（2006）教育基本法（平成十八年法律第百二十号）。Retrieved November 15, 2025, from <https://laws.e-gov.go.jp/law/418AC0000000120>
- Lusch, R. F. and Vargo, S. L. (2014) Service-dominant logic: Premises, perspectives, and possibilities. Cambridge, UK: Cambridge University Press. (井上崇通（監訳）・庄司真人・田口尚史（共訳）『サービス・ドミナント・ロジックの発想と応用』同文館出版, 2016.)
- 村山史世（2012）大学の地域共創と活動の評価—学生の環境まちづくりを中心に—. 共生科学, 3(3):93-103.
- 内閣官房（2014）まち・ひと・しごと創生総合戦略について. Retrieved November 15, 2025, from <https://www.chisou.go.jp/sousei/info/pdf/20141227siryou5.pdf>
- 内閣官房（2015）まち・ひと・しごと創生基本方針2015—ローカル・アベノミクスの実現に向けて—. Retrieved November 15, 2025, from <https://www.kantei.go.jp/jp/topics/2015/20150630hontai.pdf>
- 内閣官房（2020）第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（2020改訂版）。Retrieved November 15, 2025, from <https://www.chisou.go.jp/sousei/info/pdf/r02-12-21-senryaku2020.pdf>
- 内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局・内閣府地方創生推進事務局（2024）地方創生10年の取組と今後の推進方向. Retrieved November 15, 2025, from https://www.chisou.go.jp/sousei/meeting/chisoudecade/pdf/chisoudecade_honnbunn.pdf
- 中塚雅也・小田切徳美（2016）大学地域連携の実態と課題. 農村計画学会誌, 35(1):6-11.
- 西川洋行（2020）地域課題解決に向けた大学—自治体連携のマネジメント. 産学連携学, 16(2):38-47.
- 西村順二（2016）地域社会における社会的存在としての大学の役割, 特徴, そして課題: 地域連携, 社会連携, そして産学連携のあり方. 甲南経営研究, 57(3):27-52.
- 野澤一博（2016）大学の地域連携の活動領域と課題. 産学連携学, 13(1):1-8.
- 総務省 (n.d.) 域学連携地域づくり活動. Retrieved November 15, 2025, from https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/ikigakurenkei.html
- Stickdorn, M., Hormess, M., Lawrence, A. and Schneider, J. (2018) This is service design doing: Applying service design thinking in the real world: A practitioner's handbook (1st ed.). Sebastopol, CA: O'Reilly Media, Inc. (安藤貴子・白川部君江（翻訳）・長谷川敦士（監修）『This is service design doing: サービスデザインの実践』ビー・エヌ・エヌ新社, 2020.)
- 杉岡秀紀（2007）大学と地域との地学連携によるまちづくりの一考察. 同志社政策科学研究, 9(1):77-96.
- Vargo, S. L. and Lusch, R. F. (2004) Evolving to a new dominant logic for marketing. Journal of Marketing, 68(1):1-17. <https://doi.org/10.1509/jmkg.68.1.1.24036>
- Vargo, S. L. and Lusch, R. F. (2016) Institutions and axioms: An extension and update of service-dominant logic. Journal of the Academy of Marketing Science, 44(1):5-23. <https://doi.org/10.1007/s11747-015-0456-3>
- Vargo, S. L. and Lusch, R. F. (2017) Service-dominant logic 2025. International Journal of Research in Marketing, 34(1):46-67. <https://doi.org/10.1016/j.ijresmar.2016.11.001>
- Verleye, K. (2015) The co-creation experience from the customer perspective: Its measurement and determinants. Journal of Service Management, 26(2):321-342.
- 矢口芳生（2021）地域経営論. 東京：農林統計出版.